

建設工事の入札時に提出される工事費内訳書の取扱いの変更点について

牛久市の建設工事の入札の際には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入札契約適正化法）第12条及び第13条の規定に基づき、入札書と同時に入札金額の内訳を記載した工事費内訳書の提出を求めている。

これまで、提出していただいた工事費内訳書は、落札者以外のもは返却していたが、**令和2年10月21日以降に執行するすべての建設工事入札案件より、提出された工事費内訳書はすべて返却しない**ことに変更する。

工事費内訳書提出の概要

1. 対象工事

競争入札に付するすべての建設工事。

2. 提出方法

入札時に入札書と同時に提出する。

3. 記載内容

- ①住所、商号又は名称、代表者職氏名、代表者印
- ②工事件名、入札年月日
- ③工事費の内訳

記載内容は工種ごとの金額等を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとする。
※工事費内訳書の様式は任意とするが、「工事費内訳書作成例」に準じて作成すること。ただし、様式が指定されたときには、その指定の様式により作成すること。

4. 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、当該内訳書提出業者の入札を無効とする。

- ①内訳書を提出しない場合
- ②内訳書の合計金額（消費税抜き）が入札金額と相違する場合
- ③その他内訳書に不備がある場合

5. 提出された内訳書の具体的な取り扱い

- ・ 提出した内訳書は、返却しない。
- ・ 提出された工事費内訳書は、入札関係書類（公文書扱い）として保管する。
- ・ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ・ 談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるとき、提出された内訳書の内容を比較することにより、必要に応じて、入札手続きを中止する、公正取引委員会及び警察に工事費内訳書を提出するなどの対応をすることがある。

6. 実施時期

令和2年10月21日以降の入札から実施

参考：入札契約適正化法

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（平二六法五五・追加）

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

（平二六法五五・追加）